

上市町義務教育学校基本計画 概要版

1. はじめに

上市町では、町内小学校6校（相ノ木小学校、上市中央小学校、南加積小学校、宮川小学校、白萩西部小学校、陽南小学校）と町内中学校1校（上市中学校）（以降、町内小学校6校及び町内中学校1校を「既存各校」という。）を一つの学校に統合し、義務教育学校として整備する方針となった。これを受け、上市町義務教育学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方を「上市町義務教育学校基本計画」（以降、「本計画」という。）としてとりまとめています。

2. 計画地の概要

計画地は、現上市中学校敷地を予定しており、上市中央地域に位置し、周辺には上市町役場や保健福祉総合センター等が立地しています。現上市中学校敷地に設置するため、工事中は上市中学校の運用等に配慮が必要となります。計画地における法規制や条件を以下に整理しています。



図 2-1 計画地の現況図※国土地理院地図より作成

表 2-1 計画地の概要

所在地	富山県中新川郡上市町稗田1
敷地面積	34,357.96 m ²
都市計画	都市計画区域内(非線引き)
用途地域等	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%
防火地域	指定なし
その他地域地区	指定なし
接道道路幅員	西側：約 12.5m(町道法音寺・館線) 北側：約 3.6m(町道上市中学校環状線) 東側：約 6.4m(町道上市中学校環状線) 南側：約 5.0m(町道湯神子・中学校線)
インフラ整備状況	給水:既存施設へは、西側道路(町道法音寺・館線)本管(φ150mm)より取水 污水排水:南側道路(町道湯神子・中学校線)(φ250mm)、 西側道路(町道法音寺・館線)(φ200mm)、 東側道路(町道上市中学校環状線)(φ200mm)に既存污水管あり 都市ガス:なし
交通アクセス	富山地方鉄道本線の上市駅から約 1.2km 上市駅より徒歩約 17 分、車約7分 付近のバス停:町営バス「保健福祉総合センター」

3. 上市町義務教育学校の基本構想・学校コンセプト

新しい校舎の施設・設備等については、次のとおり基本構想及び基本コンセプトを設定し、それぞれに具体例を示します。

義務教育学校 教育基本構想
【教育理念】 仰剣立志 (ぎょうけんりっし)
【教育目標】 ふるさとに誇りをもち、未来を生きぬく人材の育成

図 3-1 上市町義務教育学校の教育基本構想 (抜粋)

表 3-1 学校コンセプト

《コンセプトⅠ》 剣岳とぬくもり
上市町のシンボルであり町民が誇りとする「剣岳」。子どもたちが義務教育学校の校舎・校庭から剣岳を仰ぎ見て、豊かな自然と郷土のぬくもりを感じることができる学びの空間を整備します。
【施設例の表示、内容の検討】 剣の窓 (広い窓から剣岳を望める場所)、自然豊かな校庭、遊び・交流の空間 (遊具など)、地域連携推進室、地域交流スペース
《コンセプトⅡ》 楽しい学び
子どもたちが自発的に意欲をもって、楽しく学習や活動に取り組めるように、子どもたち一人一人、またはグループ、それぞれの探究や学び合いに応じて活用ができる可変的な学習環境を整備します。
【施設例の表示、内容の検討】 デン (クールダウンなどに利用する、居心地の良い小空間)、多目的 (ワーク) スペース、メディアスペース (発表の場、調べ学習の場として図書室に併設)、自習スペース、地域連携推進室、地域交流スペース
《コンセプトⅢ》 多様性
子どもたちが自分と他者との違い、文化の違いについて考え、自らのアイデンティティを確立し、それぞれを認め共に生きていくことを学ぶことができる学習環境、生活環境を整備します。
【施設例の表示、内容の検討】 教育相談室 (カウンセリングルーム)、校内教育支援センター、デン (クールダウンなどに利用する、居心地の良い小空間)、多目的 (ワーク) スペース、メディアスペース (発表の場、調べ学習の場として図書室に併設)、自習スペース、外国語学習室、エレベーター、多目的トイレ、地域連携推進室、地域交流スペース
《コンセプトⅣ》 児童・生徒の交流
1年次から9年次までの子どもたちが学年を超えて遊び、ふれあうことで、子どもたちが優しさや憧れをもち、育っていくための学びと交流の空間を整備します。
【施設例の表示、内容の検討】 多目的 (ワーク) スペース、メディアスペース (発表の場、調べ学習の場として図書室に併設)、地域連携推進室、地域交流スペース
《コンセプトⅤ》 地域との交流
学校と地域がつながることで、子どもたちと地域がつながり、そのつながりの中で子どもたちの学びが生まれる。安全を確保しながら、学校施設を出来る限り地域に開放することで、地域や子育て世代との交流が育まれる空間を整備します。
【施設例の表示、内容の検討】 剣の窓 (広い窓から剣岳を望める場所)、自然豊かな校庭 (地域開放での交流スペースとしても活用)、多目的 (ワーク) スペース、メディアスペース (発表の場、調べ学習の場として図書室に併設)、地域連携推進室、地域交流スペース

4. 施設機能・規模

4.1 児童・生徒数の整理

本計画では、上市町義務教育学校の開校年度を、建設スケジュールとの整合性を踏まえ、令和15年度としています。令和15年度および現在から20年後の児童・生徒数を、「上市町人口ビジョン」（令和4年9月改訂）に基づいて推計した値を表4-1に示します。

表 4-1 上市町の児童・生徒数の将来推計結果（上市町人口ビジョン準拠）

学年	児童・生徒数		
	現在 (R6)	開校当初 (R15 想定)	20年後 (R26 想定)
1年生	121	75	79
2年生	108	73	80
3年生	117	71	81
4年生	112	69	81
5年生	132	80	82
6年生	124	76	82
7年生	130	82	84
8年生	133	112	84
9年生	149	94	83
合計	1,126	732	736

4.2 必要諸室・規模の想定

上市町義務教育学校の諸室を表4-2の通り想定しています。

表 4-2 想定諸室リスト（案）

エリア	室名	合計面積
学校施設	普通教室 通常学級、特別支援学級	2,304 m ²
	特別教室 メディアスペース、理科室、理科準備室、美術図工室、美術図工準備室、技術室、技術準備室、家庭科室、家庭科準備室、音楽室、音楽準備室・楽器庫、外国語学習室、外国語学習準備室、多目的スペース、多目的ホール	1,872 m ²
	管理諸室 職員室・事務室、印刷室・給湯室、校長室、会議室、放送室、保健室、教材室、教育相談室、校内教育支援センター、職員更衣・休憩室	918 m ²
	その他 昇降口、地域連携推進室（複合機能）、給食室、児童・生徒会室、児童・生徒更衣室、防災備蓄倉庫、放課後児童クラブ（複合機能）、放課後学習室、おたっしや家（複合機能）、町立図書館・絵本室（複合機能）、その他共用部	7,196 m ²
	別棟施設 体育倉庫、屋外トイレ	
体育施設	ステージ、大体育館、小体育館、器具庫、放送室、エントランス、廊下等、更衣室、男女トイレ・バリアフリートイレ	2,210 m ²

5. 通学時のスクールバス導入に係る課題

本計画で整備する義務教育学校のためのスクールバス導入にあたり、想定される課題を以下に整理しています。

5.1 運行計画の策定

導入を想定するスクールバスは、本町における現行の町営バス（図 5-1 参照）の運行経路の変更やダイヤ改正等とあわせて計画するよう調整する必要があります。

また、運行計画を策定する際、児童・生徒の安全な通学が前提となるよう留意し、学校関係者及び児童・生徒の保護者等に対し説明会やワークショップ等を行うことで、地元の意向に配慮することが必要です。



図 5-1 上市町町営バスの路線図
(予約のりあいバス除く、国土地理院地図に加筆して作成)

5.2 運営方式の決定

本町におけるスクールバス導入時の適切な運営方式（直営、委託等）を決定し、必要な初期費用および運行・維持管理費用について整理する必要があります。また、近年バス運転手不足が一般的な問題となっていることも視野に入れることが求められます。

5.3 輸送資源の確保

運営方式決定後、必要な輸送資源を確保することが求められます。直営の場合は運転手の雇用や、運行管理体制の確立が必須であり、バス事業者へ委託する場合は事業者の選定（競争入札方式、プロポーザル方式等）を要します。

6. 施設計画

6.1 配置計画の考え方・配慮事項

計画地の現況、学校コンセプト、施設機能・規模、子ども・先生・町民の意見を踏まえ、校舎等の配置計画の考え方と配慮事項を以下に示します。

- ・普通教室等の学校運営部分と地域開放部分（複合施設、特別教室等）の境界を明確にしたセキュリティ対策を講じ、児童・生徒の安全性に配慮した計画とする。
- ・普通教室やグラウンド等からの眺望（剣岳、立山連峰）に配慮した計画とする。
- ・仮設校舎を必要としない配置計画とする。
- ・グラウンドは可能な限り整形で広く、日当たりの良い環境を確保する。
- ・歩車分離を基本とし、通学動線や地域開放施設等の利用者の動線に配慮した計画とする。
- ・スクールバスの運用や大型バスの乗り入れを想定し、敷地内に専用駐車場、乗降場、転回スペース等を確保する。
- ・大型バスの乗り入れや駐車場への車両の安全なアプローチのため、敷地北側の道路整備およびその在り方を踏まえて計画する。
- ・保健福祉総合センターとの連携や駐車場の一体利用に配慮した計画とする。
- ・校舎は一部 4 階建てを想定する。

6.2 ゾーニングイメージ

学校環境として総合的に優れ、子どもや町民から意見の多かった校舎からの眺望が確保でき、周辺施設との連携による活性化が期待される B-1 案及び B-2 案の方針のもと、以下にゾーニングイメージを示しています。なお、ここで示すゾーニングイメージは、あくまで現時点における例であり、今後の検討により配置計画等は変更となります。



図 6-1 ゾーニングイメージ (B-1 案)

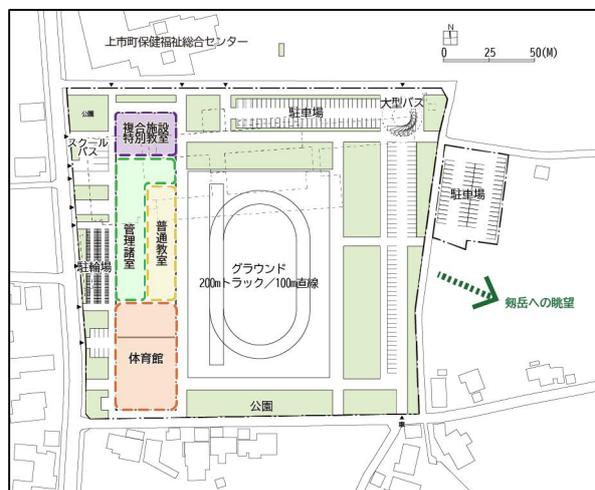


図 6-2 ゾーニングイメージ (B-2 案)

6.3 その他の検討事項

その他の検討事項を以下に示します。

- ・町民等が利用しやすい地域開放（特別教室、複合機能等）の配置計画
- ・工事期間中の上市中学校生徒への配慮及び教育活動の工夫
- ・避難所機能を考慮した環境整備
- ・自然環境への配慮（LED 照明、高断熱化、太陽光発電等の導入）

7. 事業手法、概算事業費及び事業スケジュール

7.1 事業手法

定量的評価における VFM 算定結果より、PFI 手法（BTO 方式）又は DBO 方式で実施した場合、町の財政負担を軽減できることが期待されます。また、定性的な評価より、両手法については、従来手法に比べて、民間事業者の創意工夫を発揮させる余地を与えることにより性能の向上が期待されます。

DBO 方式では、町が資金調達を行うため、一般的には民間事業者による資金調達と比べ、調達金利が低くなり、事業費総額を低く抑えることができる点でメリットがありますが、本事業においては、町の財政負担の平準化を重視していることから、起債や補助金の充当残部分（＝一般財源相当部分）の割賦払いにより財政負担の平準化が可能であり、円滑な事業促進に寄与することができる PFI 手法（BTO 方式）が推奨されます。

表 7-1 総合評価

評価視点		従来手法 (公設公営方式)		PFI 手法 (BTO 方式)		DBO 方式	
定性的評価	【重点】 財政負担の 平準化	一般財源相当部分 の一括支払いによる 財政負担が大きい	○	一般財源相当部分 の財政負担の平準 化が図れる	◎	一般財源相当部分 の一括支払いによる 財政負担が大きい	○
	民間ノウハ ウ発揮 (サービス 水準向上)	民間ノウハウの導 入は限定的	△	業務の一括発注・ 長期契約により複 数業務間の効率的 実施が図られ、業 務の効率化及びサ ービス水準の一層 の向上が期待	◎	業務の一括発注・ 長期契約により複 数業務間の効率的 実施が図られ、業 務の効率化及びサ ービス水準の一層 の向上が期待	◎
	リスク負担	ほとんど全ての責 任及びリスクを町 が負担することが 原則	○	各業務に係るリス クをある程度民間 に移転できる	◎	各業務に係るリス クをある程度民間 に移転できる	◎
	評価	△		◎		○	
定量的評価	財政負担 総額	仕様発注、分離契 約のため、コスト 縮減は図りにくい	△	従来方式に比べ財 政負担総額は少な くなる	○	従来方式、PFI 手法 (BTO 方式) に比 べ財政負担総額は 少なくなる	◎
	VFM (現在 価値)	—		5.2%		7.2%	
	評価	△		○		◎	
総合評価		△		◎		○	

※ 事業期間15年の場合

※ 現在価値: 複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来価値を一定の割引率で置き換えたもの。

7.2 概算事業費

本事業における概算事業費を表 7-2 に示します。ただし、今後の建設資材や人件費等の変動等については適切に反映させる必要があります。また、業務範囲の詳細については、事業化段階で再度検討するものとします。

表 7-2 概算事業費^{※1}（初期投資費、維持管理・運営費）

項目	概算事業費		算定根拠	備考
	税抜 ^{※2}	税込 ^{※2}		
初期投資費^{※3}				
設計・監理費	約 5 億円	約 6 億円	国土交通省告示 8 号に基づく	測量、基本設計、実施設計、工事監理費
建設費	約 96 億円	約 106 億円	県内・近県の先行事例の実績（物価補正）、国土交通省新営予算単価等に基づく	ZEB 化、木質化、ピロティ、外構整備、既存中学校校舎の解体・撤去、什器・備品を含む
計	約 102 億円	約 112 億円		
解体費 （小学校跡地）	約 13 億円	約 14 億円	近県・県外の先行事例に基づく	校舎等解体 2 校分 プール解体 6 校分
維持管理・運営費^{※4}				
維持管理費	約 35 百万円/年	約 39 百万円/年	類似事例の実績（物価補正）に基づく	建築物・建築設備保守管理、外構等維持管理、環境衛生・清掃、保安警備、修繕、用務員業務
運営費	約 173 百万円/年	約 190 百万円/年	類似事例の実績（物価補正）に基づく	給食調理、学校開放、図書館運営、放課後児童クラブ運営、生きがい活動支援通所施設運営業務
計	約 208 百万円/年	約 229 百万円/年		

※1 概算事業費は、あくまでも事業化の検討にあたり試算した現時点での数値であり、確定しているものではない。

※2 端数の四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

※3 仮設校舎なしとし、また事前調査費（測量、地盤調査、アスベスト調査等）は含まない。

※4 光熱水費は含まない。

7.3 事業スケジュール

従来手法の場合は分離発注が原則であり、業務ごと又は工事ごとに発注するため、準備期間や調整期間が必要となるのに対し、PFI 手法の場合は、設計段階で施工者が参画することにより、施工しやすい工法の選定や、設計意図を踏まえた事前準備・調整等が可能であり、従来手法と比べて設計・建設期間の短縮が見込まれます。

現時点における想定スケジュールは図 7-1 のとおりであり、令和 15 年度 4 月開校、令和 17 年度頃の全面供用開始を目指しています。

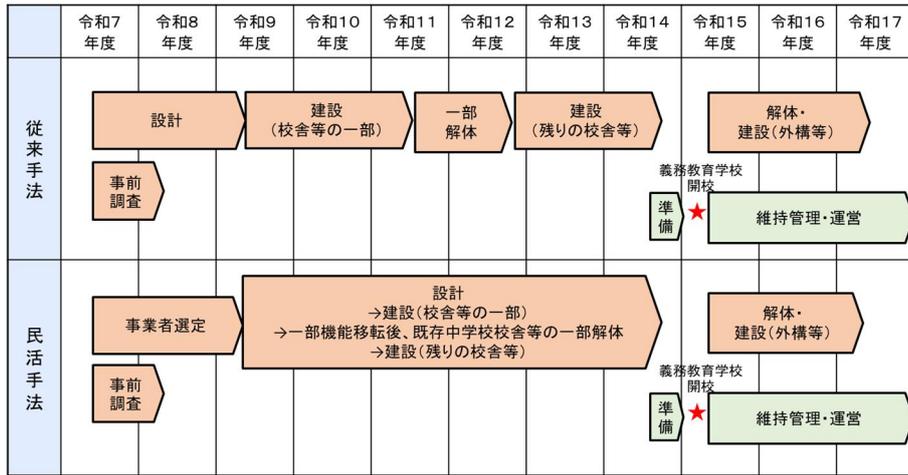


図 7-1 想定事業スケジュール

8. 既存各校の跡地活用

8.1 既存各校の概要

各小学校跡地については、一部を除き、まとまった敷地面積を有する町有地であり、義務教育学校整備後は、地域コミュニティの活性化、地域経済への貢献、防災機能、あるいは効率的な行政運営等に資するような利活用が重要です。跡地活用の対象地は、次の7か所とします。

表 8-1 対象敷地概要及び法規制の状況

	相ノ木小	上市中央小	南加積小	宮川小	白萩西部小	陽南小	白萩南部小	
敷地面積	約 21,047 m ²	約 30,296 m ²	約 24,866 m ²	約 20,395 m ²	約 19,729 m ²	約 20,076 m ²	約 9,940 m ²	
都市計画	都市計画区域内（非線引き）							
用途地域	指定なし	第一種住居地域	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	
容積率/建ぺい率	200%/60%	200%/60%	200%/60%	200%/60%	200%/60%	200%/60%	200%/60%	
防火・準防火地域	指定なし							
高度地区								
高度利用地区								
風致地区								
地区計画等								
最寄りのバス停	上荒又（徒歩6分）	かみいち総合病院（徒歩4分）	上市児童館又は上法音寺（徒歩4分）	南加積小学校（徒歩4分）	劔町（徒歩4分）	湯崎野（徒歩16分）	柿沢四区（徒歩4分）	東種コミュニティセンター
路線名	相ノ木線	共通路線	柿沢・大岩線	南加積線	宮川線	柿沢・大岩線	柿沢・大岩線	白萩線
バス本数/日	6	23	6	6	5	6	6	予約乗合
備考	令和15年度頃に義務教育学校へ統合予定					令和8年度に上市中央小へ統合予定		休校中（平成9年度～）

8.2 既存各校の跡地活用の方向性

既存各校の跡地活用の方針を次のとおり定めます。なお、築年数の古い上市中央小学校及び宮川小学校については、既存校舎の解体・撤去による土地の活用を、その他の学校については既存校舎等の活用も視野に入れた利活用を検討します。また、各校のプールについても、解体・撤去を検討していくものとします。

8.2.1 既存体育館の体育施設・避難所施設としての公的活用

現在各小学校は、各地域の避難施設として指定されていることから、防災機能を維持するため、既存体育館については原則として残置し、引き続き避難施設として活用するものとします。

また、各体育館は学校開放がなされており、町民のスポーツ活動の推進に寄与していることから、引き続き町民が利用できるよう、社会体育施設として位置付けるものとします。

なお、グラウンドについても学校開放がなされているが、利用率や照明施設の負担等に配慮し、機能を集約するものとし、一部の跡地のみグラウンドを残すものとします。

8.2.2 相談・療育施設等としての公的活用

上市中学校校舎内に併設されている上市町教育センターは、町内の小中学校が義務教育学校1校に統合することから、役割の見直しが必要となります。現在、上市町教育センターが担っている発達支援に係る相談業務や不登校支援等については、幼児ことばの教室などの福祉部局との連携も考慮し、機能の集約化を含め、既存校舎等に移転することを検討します。移転先についても今後検討しますが、民間事業者による利活用の可能性が高い敷地は避けて検討するものとします。

8.2.3 民間事業者による利活用の推進

サウンディング型市場調査結果からは、特に事業収支の面から詳細な検討が必要であるものの、具体的なアイデアが提示されました。跡地活用にあたっては、町の財政負担軽減や新たな地域の賑わい創出の観点から、民間事業者による利活用を推進する。跡地活用に係る民間事業者の募集にあたっては、より良い提案を引き出すために、可能な限り民間事業者の提案の自由度が高くなる公募条件の設定を行います。一方で、周辺環境との親和性の高い用途を前提とするなど、必要な配慮事項については慎重に設定するものとします。

＜跡地活用に係る民間事業者の募集に当たっての配慮事項の例＞

- ・ 周辺環境に配慮し、親和性の高い用途
- ・ 地域コミュニティの活性化や地域経済に貢献する用途
- ・ 特色のある既存校舎等の有効活用の検討

8.2.4 暫定的な利用

すべての学校跡地活用の方向性が決定するまでには、時間を要することが想定されるため、一時的に行政運営等に必要な場合や、一時的な民間事業者からの需要がある場合には、暫定的な利用も含めて検討します。